

〈佐呂間町民憲章〉

たがいに助け合い

あたたかく幸せなまちをつくります

60.12



昭和60年度 主な事業

今年も十二月を迎え、残すところあとわずかとなりました。
町では、総合計画を基本とした豊かで住みよい町づくりを推進するため、毎年種々な事業を実施してきております。
本年度は、消防庁舎、公営住宅（三ヶ所）の建設をはじめ、農業基盤整備事業や町道整備事業等大きな事業も計画的、継続的に進められてきました。
町の主な実施事業は次の通りです。



〈公営住宅新築工事（浜佐呂間第3団地）〉

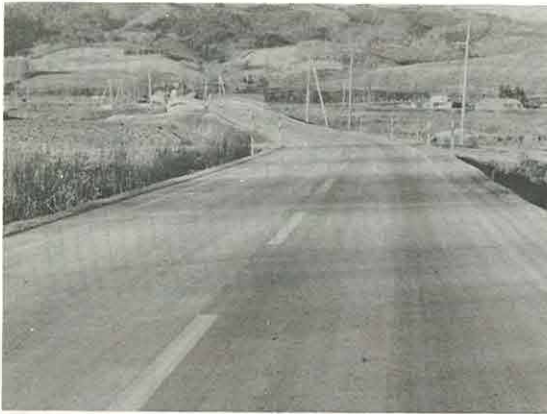


〈公営住宅新築工事（栄団地）〉



〈消防庁舎新築工事〉

本年度の主な事業



〈知来14号道路特改一種工事〉



〈道営営農用水事業（共立地区）〉



〈町営バス車輛購入事業〉

産業関係	さろます養殖場施設事業	仁倉	稚魚池、飼料資材保管庫外柵工、門扉工、取水井戸工配水管路、電灯、水銀灯、電柱 渡り橋4基	15,335	5%~14%
	キムアネッ岬外路灯設置工事	帆岩	100W外路灯14基 250W外路灯4基	1,050	5%~5%
	消防庁舎新築工事	幸町	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 2階建 延293.5㎡	175,830	5%~10%
	共済投資職員住宅新築工事	永代町	木造平家建 1棟2戸 延127.52㎡	12,730	5%~5%
	町営バス車輛購入事業	〃	80人乗りワンマンバス	11,600	5%

工事名	箇所	工事量	工事費	工期
工営関係	若里基線道路舗装工事	若里 L=1,850m W=5.5m	千円 22,400	5%~5%
	若里北幹線オーバーレイ工事	〃 L=640m W=6.0m	5,800	5%~5%
	佐呂間墓地道路特改一種工事	西富 L=91m W=4.0m 歩道 2.0m	9,110	5%~14%
	知来14号道路特改四種工事	知来 L=368m W=5.5m	13,600	5%~14%
	42号の沢川災害復旧工事	川西 L=507m 積ブロック工A=1,829㎡	74,100	5%~5%
民生関係	公営住宅新築工事（西富団地）	西富 PC造 2階建 1棟8戸 延525.69㎡	64,250	5%~14%
	〃（伊佐呂間第3団地）	浜佐呂間 PC造 2階建 1棟4戸 延278.10㎡	35,280	5%~14%
	〃（栄団地）	栄 PC造 2階建 1棟4戸 延278.10㎡	35,520	5%~14%
	診療所備品購入事業	若佐 歯科診療所治療用ユニット 外 診療所 全自動血圧測定器	3,452	5%~5%
	若佐歯科診療所レントゲン室X線防護及び住宅用トイレ簡易水洗化工事	〃 X線防護工事 15.9㎡ トイレ水洗化工事 1.62㎡	1,104	5%~5%
教育関係	佐呂間町簡易水道検漏量水器改良工事	四地区 佐呂間簡水100戸 浜佐呂間36戸 富武土6戸 若佐13戸 計155戸	2,533	5%~5%
	公立学校共済投資住宅新築工事	若佐 木造 平家建 2棟2戸 延127.52㎡	13,170	5%~14%
	へき地教員住宅新築工事	仁倉 木造 平家建 1棟1戸 延63.76㎡	6,660	5%~14%
	佐呂間プール循環浄化装置取替及び配管改修工事	宮前町 浄化装置取替一式	3,550	5%~5%
	道営営農用水事業	共立地区 明渠排水 L=715m	80,000	5%~14%
産業関係	道営畑地帯総合土地改良事業	浜郷地区 農道改良L=270m 農道舗装L=894m 明渠排水L=328m 暗渠排水L=47.1ha 農地造成A=14.6ha	160,000	5%~14%
	北富地区	農道改良L=770m 明渠排水L=1,294m 農地造成A=7.5ha	190,000	5%~14%
	栃木地区	農道改良L=918m 農道舗装L=450m 明渠排水L=28m	110,000	5%~14%
	知来地区	浄水場施設 4ヶ所 配水管 L=7,564m	170,000	5%~14%
	伊岐武士地区	積ブロック工 43m 連結ブロック工 331㎡ 護床工 204㎡	21,040	5%~14%
民生関係	団体営土地改良総合整備事業	大共第2地区 外9地区 暗渠排水8ヶ所A=81.3ha 農地造成7ヶ所A=21.7ha 営農用水2ヶ所 L=2,378m 客土2ヶ所A=13.6ha 農道舗装1本 L=371m 農道5ヶ所 L=1,761m 明渠排水2ヶ所L=320m	412,340	5%~14%
	公共育成牧場整備事業	大2牧野 草地整備改良 48.7ha 隔障物施設L=11,368.4m 衛生管理施設1棟36.62㎡ 乗降場施設1基	50,822	5%~14%
	知来2牧野			

議会のちぎき

一般質問

九月三日開かれた第三回定例議会において二名の議員が質問をしました。

そのあらましは次のとおりです。

行政

★将来展望に立った

公園づくりについて

○室井議員

公園づくりは既に基本構想ができ、議員との協議会も開催されておりますが、町づくりの将来展望に立つと悔いの残さないうようなものをつくり上げて行くべきでないかと思います。

こういう計画は、多額な費用もかかるので慎重に行い、商工

会とも協議し、時間をかけて計画をたてては。

○町長

現在持っている運動公園の基本構想を第一段階として当然進めて行くべきであると考えております。

将来のことは別とし、当面は基本構想を全体の理解を得ながら進めて行きたいと思います。

又、かなり内容の整った公園でないと利用もなく、魅力のある施設にならないと考えており補助や起債の対象の問題もあり一町村内に何ヶ所もつくるということにはならない訳です。

支庁、道との話しを進めている段階では、現在計画中の運動公園を早く整備したいと考えております。

○室井議員

現在の墓地があれだけの形でできており、霊園として整備し北区に長期的展望に立った公園を計画して、サロマ湖観光との運動を考え、再度商工会と検討して見てはと思いますが、再度お伺いします。



(佐呂間樹木公園)

○町長

先程申し上げた通り、現在の基本構想を中心に進めたいと考えております。

公園は北区に造らなくても商工会の振興に役立つと考えておりますし、支庁や道とも打合せをしている訳で、何ヶ所も造ることにならないと考えております。

現段階では、この基本構想に

ついて充分理解を得る努力をして、早く実現させたいと考えております。

★海づくりの内容について

ついて

○石村議員

海づくり大会はかなりの経費がかかる訳ですが、これだけの大行事を行う訳ですから、漁業関係や環境保護などの問題でシンポジウムや分科会等を開催した方が意義があるのではないかと思います。

○町長

この大会に関係した行事として、全国の婦人代表が集まり温根湯で討議を行いますし、当日は皇太子ご夫妻ばかりでなく、道開発庁長官、農林水産大臣等がみえられ、海づくりの目的である生産性の高い海域をどう守っていくべきか。

又、沿岸漁業の振興対策、特に栽培漁業の検討、一面においては海をきれいにするために漁業者だけでなく、市街地の家庭用水、産業関係の廃液の問題な



★皇室と国民の

関係について

○石村議員

皇太子ご夫妻が佐呂間町においでのなる訳ですが、ほとんどのコースで環境整備が行われ、現在の状況と違う環境になっています。

などからこういう大会を通じてひとつの国民運動としての意識の高揚を計り、海や川を守る施策を講じることが大事だと考えております。

国民のことを本当に理解してもらおうとすれば、歓迎行事や警備があまりにも濃厚すぎてかえってマイナスになるのではないかと考えます。

もつと開けた形の交流とか、歓迎が必要だと思いますがどのように考えているのか。

町長

皇太子ご夫妻がおいでになるということ、努めて国民の象徴である皇室の方々が国民にふれ合う機会を多く持たないといけないと思いますし、今大会についても限られた時間ですが随所に計画しております。

特に富武士漁港では、漁業従事者と話し合いを計画しておりますが、これは皇太子自身の希望で実現したものであります。私は警備関係があまりにも国民とのふれあいをばんでいる気がする訳であります。

道警本部長が四、五回来町した際に申しておりますが、あまり過剰なものは好ましくないと考えております。

今大会やこれからの大会でも多くの国民と皇室のふれ合うことを強調していかなければならないと考えております。

★国鉄民営分割化案
と湧網線について

○石村議員

八月末に国鉄監理委員会の民営分割化方針が出されましたが我々としては、国鉄の方針は全く容認できないということで湧網線存置運動を新たな立場で行つては。



町長

分割民営については、これから相当な法改正が必要であり、これからの国会審議の中で一部変更になるものも出て来るのではないかと考えております。

離された行政処分が出されてお
り先般保留になった四線等も、
湧網線と同様な取り扱いを受け
ることになり、新聞でも報道さ
れております。

したがって、新たな立場での運動は、今の段階では無理ではないかと考えており、第二段階として、第三セクターが代替バスで行うか早急に検討することが必要ではないかと考えております。

★行革の本質と

町行革委員会の現況及び方針は

○石村議員

六月定例議会に佐呂間町行政改革推進委員会を發足させた訳ですが、活動内容と方針は。

町長

自治省から通達が来ていることは確かですが、通達通りに行う考えは持っておらず、我々の立場で内部の改革をどう進めるべきかについて委員会の方々に意見を聞こうということであります。

町政日誌

11月	1日	アメリカ・カナダ酪農視察研修員壮行会
2日		西ドイツユースホステル協会代表団来庁
5日		運転免許証更新時講習会
5日	18日	昭和五十九年度才入才出決算審査
9日		ちびっ子文化教室
11日	12日	例月出納検査
14日	15日	社会文教常任委員会所管事務調査
19日	20日	遠軽地区移動文化展
22日		年末調整説明会
23日		新聞配達少年激励会
25日		納税貯蓄組合長研修会
29日		倉本聡氏講演会

委員会はまだ発足しておりませんが、これから内部の行政運営上の独自の構想、意見を求め当然、行うことは行っていくという方針で進みたいと考えております。

観光

★国宿運営の現況と大規模観光開発について

○石村議員

①国民宿舎運営の現況と今後の見通しは。

又、黒字が出た場合、債務返済に当てるということでしたがいつ頃になるのか。

②今年の施設方針の中で、サロマ湖の観光開発計画の具体案について、年内に立案し、庁内の審議を重ね、それに基づき対外交渉に入るということでしたがその後、観光状態の推移等をどう

考えているのか。

○町長

現在、年間一千万円を国民宿舎から町へ収めておりますが、時には、改修費を出さなければなりません。

しかし、佐呂間町に残されたこれからの発展の中心的なものは観光開発であり、そういう認識のもとに進めて行かなければならないと思っております。



(国民宿舎 華苑)

地の利を生かし、景勝地であるサロマ湖の観光をあまり遅れないように開発しなければならぬと考えており、年内か年度内には構想を出し、関係機関とも充分協議して行きたいと考えております。

又、国民宿舎が財政的に町に負担を今後ともかけるといふことであれば、議会でもその時点で協議してもらうことになると思います。

しかし、国宿で消費されているものは、全額地元から購入しており、その効果も考えるべきだと思えます。

国民宿舎の建っている場所はサロマ湖全体から見てもすぐれた所であり、これからの観光開発を進める基礎となっておりますので、あまり町の負担にしないで観光開発を進めていただく様な堅実な方々と計画が出来ましたら話し合い、取り進めたいと考えております。

○石村議員

町長はとにかく観光開発をやらなくてはならないと言っておりますが、観光の将来ははっきりと明るいものだと私は考えていない訳です。

最近、全国の湖水が大規模観光開発、その他によって汚染されており、今は大規模観光開発より環境保全の方が大事であり特に河川に流入するし尿等の問題を解決し、地場産業、二次産業を起す方が町民にとって夢があり希望がある施策だと考えますが再度伺いします。

福祉

★老人保健法施行後の国保の現況と老人保健法改正案による影響と問題点について

○石村議員

①老人保健法が施行されて約二年経過していますが、国保に与えた影響は数字上どのようなものか。

②老人保健法が施行され老人にどのような負担になっているのか。

又、診療抑制がどのように進展しているのか。

③八月末に厚生省が老人保健法の改正案を出しましたが、これがどのように老人や国保に影響が出てくるのか。

○町長

④最後の健康保持、老人医療の負担の適正化というような問題に対し、厚生大臣の諮問機関として老人医療審議会があり、そこで審議され、答申がなされております。

負担の適正化というのは、診療抑制という強い意味ではなく将来に亘っての老人医療の財源確保を目的に答申が出された訳です。

これから国会でどのように審議するかわかりませんが、常識的にも老人が負担した分は国保の負担から減るのは当然でありますが、問題は七十才以上の高齢化社会となり、そうした人の負担があまり過度になつてはこまる訳です。

もう一点はこの答申によって若干ではあるが診療抑制を図り社会保険や国民健康保険の財政緩和を意とした改正ではないかと考えております。

昭和五十八年に老人保健法が発足施行されましたが、これは

四十才からの健康調査を行い、後の健康保持等にどのような影響を与えるのかというねらいを持った制度であると理解している訳です。

従って答申に基づく改正に対して、町として特別な対応策を考えるべきではないと考えております。

○民生課長

①国保分の老人医療費は昭和五十五年が三六七百万円、五十七年が四一四百万円で十四・六%の伸び、五十九年が五〇四百万円で三十七%の伸びになっておりこれは、国保全体の医療費の伸び率よりも上回っております

これに伴い医療費が国保分に係る町費負担額は五十五年で一〇五百万円、五十七年は一四百万円で九・二%の伸び、五十八年は一〇六百万円で一・三%の減、五十九年は一二八百万円で二二・四%の伸びになっております。

また、費用額に占める町費負担と自己負担を合せた割合が五十五年は二八・六%、五十七年は二七・七%、老人保健法が施行された五十八年には二四%と下がつてきており、五十九年は二六・三%と少し伸びております。

これは五十九年十月からの退職者医療制度の実施に伴い、国の補助率が下がり、町費負担が増えてきているということが伺えると思います。

②受診件数は五十五年と五十七年では一%の伸びですが、五十九年では一%も伸びており、費用額においても、五十五年と対比しますと五十七年は十五%五十八年は二十五%、五十九年は三十五%ということで、医療費でも伸びています。

このことから老人保健法が施行され、一部負担金が導入されたことによつて受診件数、患者数が減つていくということにはならなく、影響はなかったと推測しております。

又、老人ひとり当りの受診件数も大体十・五件を五十五年から多少前後して推移していることからとも言えると思います。

診療抑制は老人保健法により制度化しておりますが、老人病院の設定、医療費通知の実施、保健事業の推進と自己負担の導入であります。

老人病院の設定で、本町では老人病院に入っている方はおりません。

医療費通知は、国の指導で制度の周知という意味もあり、本町としては、年一回年額医療費

通知を実施しております。

保健事業は、一般診療と精密検診に分け、疾病の早期発見と早期治療を目的に行つております。

自己負担の導入は、診療件数や患者数が減つていくという推移が見られないことから、今のところ影響はなかったのではないかと思います。

○石村議員

老人保健法が住民や老人の方々に無理を与えていないだろうと考えているようですけれど、特に退職者医療制度ができ、国保の補助率が四十五%から三十八・五%に減り、他会計からの補填金のような形がある訳ですがそのメリットとデメリットの関係を数字的にどうなつてくるのか再度伺います。

○民生課長

退職者医療制度が創設され厚生省試案では、国保被保険者中のこの制度に係る者の割合は十%と推計しておりましたが、実際には、二%ないし四%であり本町でも二・一%という実態であり、大きな誤算の為、手直しについて考えているようです。

本町の五十九年十月以降につ

いて、退職者医療負担分は本人と扶養家族合わせて平均七十六人で八、二四八千円、その内保険税が、二、二四八千円になります。

これの差額五、九九九千円が支払基金から支払われた額となりますが、これは年度当初積算で五十九年度決算では、交付金の受入金が九、七九七千円で、七九七千円を六十年度において返さなければならぬ現状になっております。

今後の問題として、六十一年度以降退職者特別調査交付金の三分の一負担については、現在のところ減らされると思われま

○町長

老人保健法の改正案では、現行の加入者按分四十四・七%医療費按分五十五・三%が六十年は加入者按分八十%、医療費按分二十%、六十二年度は加入者按分一〇〇%にすることが答申されており、これが実現しますと老人保健会計に対する国民健康保険の拠出金負担が漸時軽減され負担平等が図られるのではないかと思います。

ご意見・ご希望をお寄せ下さい

議会や議会のうごきに対するご希望
をお待ちしております

国民年金の

障害年金が変ります

新国民年金がスタートする昭和六十一年四月から、障害年金は障害基礎年金に変わります。

障害基礎年金は、加入期間のうち原則として三分の二以上保険料を納めている方が、万一ケガや病気で障害者になられたときに、一級で月額六二、五〇〇円、二級で月額五〇、〇〇〇円（五十九年度価格）が支給されます。

また、障害基礎年金が受けられる方に十八歳未満の子、または二十歳未満で障害者の子がいるときは、子二人まではそれぞれ月額一五、〇〇〇円、子三人のときは、さらに一人につき月額五、〇〇〇円が加算されます。

今までの障害年金を受給され



ている方も障害基礎年金と同様に年金額が引き上げられ、子の加算も行うことになっています。また、これと同時に障害福祉年金はすべて障害基礎年金に移行されますので、二十歳前に障害になられた方にも、これまでと同様に二十歳に達したときから支給されることとなります。

なお、障害基礎年金に加算の対象となる子のいる方は、「加算対象者現況届」に所要事項を記入の上、役場年金係窓口に出しをいただくこととなります。届書の提出期限は障害福祉年金を受けている方は十二月二十五日までに、提出の障害年金を受けている方は六十一年一月二十五日までに忘れずに提出してください。

国民年金保険料の

納め忘れはありませんか

国民年金に加入しているみなさん、保険料の納め忘れはありませんか。お手元の納付書をお確かめください。

なお保険料の納め忘れがありましたら、すぐ納めるようにしましょう。

国民年金に加入していても保険料を納付していなければ不測の事故にあったときに障害年金や母子年金などが受けられないこととなります。

また、長期間保険料を納付していませんと、将来、老齢年金が受けられなくなります。

このようなことになって後悔することのないように、保険料は必ず納期限までに納めましょう。



税のしるべ

●土地や建物を

売ったときの税金

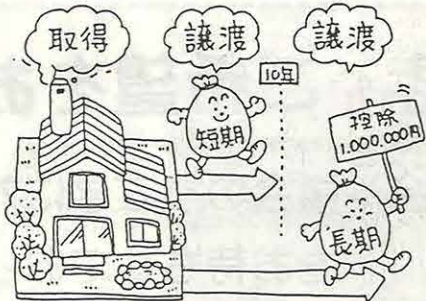
土地や建物を売ったときに生ずる利益を譲渡所得といいこの譲渡所得に対しては、他の所得と分離して税金を計算することになっています。

（譲渡所得の計算方法）

譲渡価額（取得費＋譲渡費用）－譲渡所得

譲渡所得は、譲渡した土地や建物をいつから持っていたかによって「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」に分かれ税額もそれぞれ別の方法で計算することになります。

「長期譲渡所得」は、譲渡した土地や建物がその年の一月一日現在で、所有期間が十年を超える場合をいい、「短期譲渡所得」は、その所有期間が十年以下の場合をいいます。



今月の納税は

町道民税(4期)

固定資産税(4期)

国民健康保険税(4期)

国民年金(3期)

です

忘れずに納税

して下さい。

～ 12月25日まで ～

村おこしアイデア募集第2弾

サロマハ景決定!!

先に村おこし実行委員会で募集していましたサロマハ景について、応募をもとに調査検討した結果、次の七ヶ所が決定致しました。
(残る一ヶ所は、今後の課題としました)

●第一景

大悲山真光禪寺・五島公園

(浜佐呂間)

曹洞宗道元禪師の流れをくむ由緒あるお寺で、うつ蒼たる庭園の樹相は変化に富み、藤の古木は禪の真髄を具現しているかの様である。

境内近くにアイヌのボラ戦争の跡があり、ここからサロマ別川の河口やサンゴ草の群落、のりの緑を含めた色彩の変化に富んだ五島公園が見おろせる。



<第 1 景>

●第二景

キムアネツブ

夏はハマナスを初めとした原生花園、秋にはサンゴ草が咲き乱れ、北国の楚々とした美しさがただよう。

又、牛馬が放牧され、牧歌的なたたずまいをなしている。

秋から冬にかけて、青サギ、ツル、白鳥が飛び、羽根を休め文字通り白鳥の湖を現出している。

夏はキャンプ場としても全道に広く知られている。



<第 2 景>

●第三景

幌岩山展望台

ここからの眺めは「美幌峠」にも匹敵し、日本三景の「天の橋立」を陵駕する一大パノラマ



<第 4 景>



<第 3 景>

である。

オホーツク海とサロマ湖を二分する二十数キロに及ぶ砂州と原生花園を大町桂月は、あまりの見事さに竜宮台と名付けた。

●第四景

ピラオ口台の落日

六月から八月にかけて五条の入江の頂きに太陽の没する様はその大きさ、色彩共に、目を見張る美しさである。

又、ここから見るサロマ湖は大自然の妙を充分堪能させてくれる。

ここは、アイヌ伝説によるピリカメノコの悲恋物語の地でもある。

●第五景

トカロチハマの御来光

六月から八月にかけて太陽は海から昇る。

太陽が海に洗われる輝きを一層増して昇る様は、形容し難い壮厳さである。



<第 5 景>

●第六景 未定

●第七景

紫雲山高隆寺 神社の桜

(若佐)

真言密教の聖地であり、八十
八ヶ所廻りが出来る。(一時間
行程)

又、隣接した神社の桜は、町
内でも数少ない桜の名所である。



〈第7景〉

●第八景

日光山多聞寺 栃木神社

(栃木)

日光輪王寺ゆかりの天台宗寺
院で、徳川家由来の貴重な彫刻
があり、又、近くの神社には、
雌雄一对の神木(オンコ)が見
ものである。

樹令五百年とも千年ともいわ
れている。



〈第8景〉

まちの話題

日頃の苦勞に感謝し
新聞配達少年激励会

私達が毎日手にする新聞は、

それを配達する少年の苦勞があ
ることを日頃忘れがちです。

この新聞配達少年の日頃の苦
勞をねぎらい、感謝し、激励す
る会が、十一月二十三日(勤勞
感謝の日)に、町青少年問題協
議会の主催で行われました。

会では、町助役をはじめとし
来賓の方々から激励と感謝のこ

篤志寄付

(図書購入費として)

一金 五十万円

若佐 中原 景 勇さん



この度、若佐の中原景勇さ
んより「離町にあたり、日頃
大変お世話になりました。図
書購入費として役立てて下さ
い」と五十万円の篤志寄付が
ありました。

・佐呂間高校二年 石塚 宏樹



・佐呂間高校二年 西村 博幸
・二年 江田 剛史

とばがあり、これに添えて新聞
配達少年を代表して、西富の江
田剛史君が、「このような会を
催していただき、ありがとうございます
ございました。今後は皆様の激
励に励むよう勉強と、新聞配
達に頑張ります」とお礼のこと
ばを述べました。

その後、昼食を取りながら懇
談やゲームをし、楽しいひとと
きを過ごしました。

尚、この席上四年勤続の次の
方々に表彰状と記念品が贈られ
ました。

昭和六十年年度

納税貯蓄組合長研修会



本年度の納税貯蓄組合長研修
会が、十一月二十五日、国民宿
舎華苑で開催されました。

この研修会は、町納貯連の事
業の一環として毎年行われてい
るもので、今年度は、北海道老
人クラブ連合会長の紅林晃氏に
よる「人生八十年時代、その光
と影」と題する講演が行われま
した。

講演で紅林氏は、「人生八十
年時代を迎え、心身共に老後の
生活をどのように充実して過ご
していくか。」を述べられまし
た。

二時間ほどに及ぶ講演に出席
者は、熱心に耳を傾けていまし
た。

お知らせ

町や関係機関からのお知らせ、行事の案内をのせています。

滞納整理月間のお知らせ

網走支庁では、十二月を不動産取得税と料理飲食等消費税の滞納整理月間と定め、税務関係の組織をあげて取り組みます。道税は私達の郷土、北海道を豊かで住みよい地域社会とするために使われている貴重な自主財源です。

しかし、最近、道税の滞納が増えてきており、いろいろな事業を進めるうえで障害となっています。

滞納しますと延滞金が増え、滞納整理にかかる費用も、皆さんが納めた税金から支出されることになり、道政を支える道税について理

解のうえ、納税にご協力下さい

網走支庁税務課

☎〇一五二一四四一七七一

網走支庁北見税務事務所

☎〇一五七一二五八六八一

狂犬病予防法が一部改正されました

狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の実施方法が一部改正されました。

▼改正施行期日
六十年十月一日

▼主な改正点

畜犬飼育者が所有犬について受けさせなければならない狂犬病の予防注射期間を、六ヶ月ごとから毎年一回に改められました。

(民生課保健衛生係)

新規学卒者に地元就職の機会を

明春三月卒業の就職戦線がスタートしています。

地元への就職希望の生徒が多数おり、今後の地元求人に期待しておりますので採用について是非ご検討下さい。

学卒求人の申し込み受付は、

当所又は遠軽出張所で行っておりますのでご利用下さい。

北見公共職業安定所

☎〇一五七一三三六二五二

季節労働者の皆さんへ

道では、季節労働者や中小企業従業員の生活安定と福祉向上を図るため、次のような融資制度を実施しております。

▼融資を受けられる方
雇用保険法の短期雇用特例被

保険者で、毎年一定期間同一企業に継続して勤めている方

▼融資を受けられる資金
医療、災害、教育、慶弔、住宅補修、耐久消費財購入資金

▼融資できる資金
三十万円まで年利四・八パーセント別途保証料が必要です

▼返済方法
一年以内(元利均等割賦償還)

▼申込先
北海道労働金庫、各信用金庫

▼問い合わせ先
網走支庁商工労働課、及び取り扱い金融機関へ

年末年始の執務について

年末年始の執務について、次のとおりお知らせします。

●役場

御用納め 十二月三十日

御用始め 一月六日

●町民センター・図書館・体育館の休館

十二月二十九日～一月六日

●老人福祉センター・児童館の休館

十二月三十日～一月六日

●若佐診療所の休診

十二月二十八日～一月十二

●若佐歯科診療所の休診

十二月二十五日～一月十二

日

●町営バスの運休

十二月三十一日

●三便のみ運休

一月一日・二日

●全便運休

一月三日

●第一便のみ運休

第二便より平常運行

サロマの夜明け先取りツアー

昭和61年1月1日(水) 午前5時 華苑集合

※みんなで幌岩山に登って61年オホーツクの夜明けをつかもう

ユースの人達と頂上で交流会開催!

問い合わせ先 佐呂間町字富富士 船 木 耕 二 (☎2-1006)

利子の非課税制度

「マル優等の手続きが変わりました」

預貯金や公社債の利子などは利子所得として所得税がかかりますが、マル優制度などいくつかの非課税制度が設けられており、一定の手続きを取ることで、よって非課税の扱いを受けることができます。

昭和六十年年度の税制改正により、これらの利子の非課税制度を利用するときの手続きなどが変わりました。

〔少額預金の利子の非課税制度〕マル優の適用を受けようとする場合の手続きの改正点

①非課税貯蓄申告書などの記載事項に生年月日を加えられました。

②金融機関等に非課税貯蓄申告書を提出する際には、住民票の写し、印鑑証明書、保険証、運転免許証などの書類のいずれかを提示して、住所、氏名及び生年月日の確認を受けなければならぬこととなりました。

③金融機関等は、その確認をした場合、非課税貯蓄申告書に確認した旨の証印をしなければ

ならないこととなりました。④この証印のない非課税貯蓄申告書についての預貯金等の利子などは、所得税が課税されることとなりました。

▽適用時期

昭和六十一年一月一日以後に預け入れなどをする預貯金等について適用されます。

〔少額公債の利子の非課税制度〕特別マル優の適用を受けようとする場合の手続きの改正点〕改正の内容及び適用時期ともマル優制度と同様です

〔郵便貯金の利子の非課税制度〕の適用を受けようとする場合の手続きの改正点

①個人が貯金をする際には、マル優制度の場合と同様の書類を提示して、氏名、生年月日及び住所の、また法人の場合には、登記簿の謄（抄）本など一定の書類を提示して、名称及び住所の確認を受けなければならぬこととなりました。

②郵便局は、その確認をした場合、貯金証書または通帳に確認した旨の証印をしなければ

ならないこととなりました。

③個人については、この証印のない貯金証書または通帳についての郵便貯金の利子及び預け入れ制限を超えて預け入れられた郵便貯金の利子のうちその超える部分の利子については、所得税が課税されることとなりました。

④郵便局は、前記③の利子を支払った場合、その支払を受けた人の住所及び氏名（法人については、住所及び名称）並びに課税対象となる利子の額などを記載した書類を税務署に提出しなければならないこととなりました。

▽適用時期

昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする郵便貯金について適用されます。

※詳しいことは各金融機関等にお尋ね下さい。

一級・二級技能士 通信制訓練受講生募集

▽訓練科目

・一級 機械加工科等 六科
・二級 建築科等 二十五科

▽受講資格

実務経験のある方

▽訓練期間

一ケ年を標準とします。

▽受講料

○一級 八千円
○二級 六千円

▽特典

修了者には、技能検定の学科試験が免除になります。

▽受付期間

いつでも受講申し込みを受け付けています。

▽申込先

〒一六二
東京都牛込郵便局私書箱第一
〇九号 職業訓練大学校委託
通信訓練開発センター
☎〇三一二三二一四九七八
▽問い合わせ先
〒〇八四
鉦路市大栗毛南四丁目五番
五七号
鉦路技能開発センター
☎〇一五四一五七一八一四

郵便局からのお知らせ

●年賀状の差し出しは

お早め!!

年賀状の受付は、十二月十五日から始まります。

年賀状は、年末押し迫ってからお出しになりますと、元旦の配達に間に合わなくなりますので、お早めに準備していただき十二月二十日ごろまでにお出し下さい。

●赤で「年賀」の表示を

私製はがき等お年玉つき年賀はがき以外のはがきを年賀状としてお出しになる時は、表面に「年賀」と朱書きして下さい。

この表示がないと一般の郵便物と一緒に年内に配達されるこ

とがありますのでご注意ください。

●郵便事故申告（一〇一〇号）を

ご存知でしょうか。

大切な郵便物が着かない、内容品が足りない、郵便が遅れて着いた等でお客さまからの申告に対して調査をする制度です。正規に差し出された郵便物が不着となったり、内容品が亡失した場合、お客さまは郵政省に対して苦情を申し入れる権利があります。

万一、このような事故が発生した場合は、電話でも結構ですので、お近くの郵便局にお知らせ願います。

出稼ぎの皆さんへ

近年、現場の機械化、新工法の導入や労働力の高令化が進むなかで、災害の発生割合が増大しています。

事故はいつ、どこで出あうかわかりませんし、自分だけは安全であるという保障は何もありません。

こんな不安な社会環境の中であなたが出稼ぎ中まंनीち負傷したり、不幸にあった場合に、その掛金に応じて保険金を支払い、事故者を助け合うために設けられたのが、北海道季節移動労働者傷害保険共済制度です。

この保険の加入者には、あなたの掛金負担を軽くするため、道から保険料の一部が補助されます。

あなたやご家族の生活を守り安心して働きに出かけられるよう、ぜひこの共済制度に加入されるようおすすめします。

▽加入できる人

道民であって季節により一ヶ月以上一年未満の期間、家を離れて働く人や、事業所の都合で自宅から通ったりする人

▽契約期間

働く期間に応じ、一ヶ月から十二ヶ月まで自由に選べます

▽保険金額

五十万円から三百万円まで、五十万円きざみに六種類あります。

(入院、通院、後遺障害、死亡等に支払われます)

▽保険料

保険金額五十万円の場合は月額三百五十円。
三百万円の場合は月額二千二百円。

この月額から道の補助を差し引いた残額が本人負担となります。

(早見表参照)

▽加入申し込み先

役場民生課社会係へお申し込み下さい。

＜支払われる保険金＞

①通院の場合

通院日数一日につき、保険金額の千分の一が九〇日を限度として支払われます。ただし事故日より一八〇日を経過し

た後の通院は対象となりません。

②入院の場合

入院日数一日につき保険金額の千分の一・五が事故日から一八〇日を限度として支払われます。ただし、事故日より一八〇日を経過した後の入院は対象となりません。

③後遺障害の場合

事故日から一八〇日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じて保険金(保険金額の三%から百%)が支払われます。

④死亡の場合

事故日から一八〇日以内にその傷害がもとで死亡されたときは、保険金額の全額が支払われます。

＜保険金が支払われない場合＞

①故意による場合や自殺、犯罪闘争行為による場合。
②自動車等の無資格、飲酒運転による場合。
③脳疾患、疾病、心神喪失などによる場合。
④その他むちうち症や腰痛、ヘルニア等の場合は保険金は支払われません。

※詳細については、役場民生課社会係、支庁商工労働課へお問い合わせ下さい。

(民生課社会係)

あなたの傷害保険掛金の早見表

(単位:円)

(昭和55年7月1日改訂)

保 険 金 額	保険加入月数 保険料等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
50万円	保 険 料	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	3,850	4,200
	道 補 助 額	105	210	315	420	525	630	735	840	840	840	840	840
	本人負担額	245	490	735	980	1,225	1,470	1,715	1,960	2,310	2,660	3,010	3,360
100万円	保 険 料	700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	4,900	5,600	6,300	7,000	7,700	8,400
	道 補 助 額	210	420	630	840	840	840	840	840	840	840	840	840
	本人負担額	490	980	1,470	1,960	2,660	3,360	4,060	4,760	5,460	6,160	6,860	7,560
150万円	保 険 料	1,050	2,100	3,150	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400	9,450	10,500	11,550	12,600
	道 補 助 額	315	630	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840
	本人負担額	735	1,470	2,310	3,360	4,410	5,460	6,510	7,560	8,610	9,660	10,710	11,760
200万円	保 険 料	1,400	2,800	4,200	5,600	7,000	8,400	9,800	11,200	12,600	14,000	15,400	16,800
	道 補 助 額	420	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840
	本人負担額	980	1,960	3,360	4,760	6,160	7,560	8,960	10,360	11,760	13,160	14,560	15,960
250万円	保 険 料	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750	10,500	12,250	14,000	15,750	17,500	19,250	21,000
	道 補 助 額	525	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840
	本人負担額	1,225	2,660	4,410	6,160	7,910	9,660	11,410	13,160	14,910	16,660	18,410	20,160
300万円	保 険 料	2,100	4,200	6,300	8,400	10,500	12,600	14,700	16,800	18,900	21,000	23,100	25,200
	道 補 助 額	630	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840
	本人負担額	1,470	3,360	5,460	7,560	9,660	11,760	13,860	15,960	18,060	20,160	22,260	24,360

社会教育だより

成人おめでとう

いよいよです!!

昭和六十一年一月十五日に実施される成人式に該当する方は次の方々です。

尚、この名簿からもれてい

方、住民票を町外に持っていて

た方で、佐呂間町において成人

式を行いたい方は、教育委員会

事務局(二一二五五)へ、十

二月二十五日までにご連絡下さ

い。

本年度の成人式該当者は、昭和四十年四月二日から同四十一年四月一日までに生まれた方です。

・共立

十亀真由美

・栄

野尻広美 途中忠昭

・啓生

武田知子

・中園

豊田恭子 菅原聡子

沢井雅子

・川西

中島正江

若佐

田村秀一

山本真弘

富丘

柳部文治 川村はるみ

栃木

鈴木八千代

西富

峯田和恵 川村晴男 宇野

薫代 佐藤美咲 鈴木聖子

江田寿美子 生地美代子

粥川光一 鳴中優子 佐々木

新一 渡部智博 行元 泉

宮前町

高橋伴幸 田町啓子 片平

ゆかり 仲川真紀子 吉野

幸江 内海加代子 高橋久樹

西沢 香 西尾久美 橋本

道正 大西明美

永代町

清野珠美 野崎由紀恵 弘内

裕子 大槻茂美 原 敏之

金田 篤 岸 靖夫

幸町

竹下 勝 歳永純子

北

渡部宮子

東

片平正博 梶 博美

知来

田中昌子 高村節子

森まゆみ

仁倉

広瀬芳昭 林 真由美 津田

稔正 江淵 満 中村 進

浜佐呂間

深尾芳一 松本友江 渡部

左代子 深尾修三 片田稔満

住吉友佐子 佐伯朝子 北村

友子 杉森るり子 榎本千智

飯沢良恵

幌岩

田口みえ子 池田智美

富武士

海辺雅裕 新保里美 杉山

恵子 兼平茂雄 小西久一

若里

齊藤満枝 栗田ひろみ 吉澤

智子 井田節子 大島千佳

ちびっ子文化教室

みごとなトラが誕生

十一月九日、恒例になった、ちびっ子文化教室「版画、手づくり年賀状」が、町民センターにおいて開催されました。

対象は小学校四年生以上で、浜佐呂間や若佐から約二十名の小学生が参加、講師の須藤久幸



氏(浜佐呂間郵便局長)の話をも熱心に聞きながら、思い思いの図案を彫刻刀でゴム板に彫り込み、来年のエトのトラが、次々に誕生しました。

やさしそうな顔のトラや、恐ろしそうな顔のトラを早速試し刷り、自分のトラが刷り上がるたびに歓声が上がっていました。正月に、あなたの手に届く年賀状の中に、町民センター生れのかわいいトラがいるかも知れません。

遠軽地区移動文化展

佐呂間町展終了

第十一回遠軽地区移動文化展が、十一月十九・二十日、町民



センターで開催されました。

この文化展は、地域住民の文化に対する関心を高め、文化活動の振興を図ることを目的に、遠軽地区教育委員会協議会と管内文化団体協議会が主催で、毎年開催されているものです。

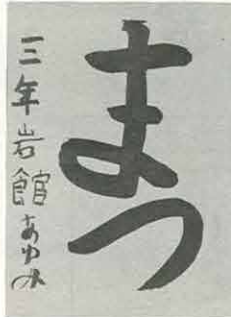
この文化展には、遠軽地区七ヶ町村の住民が出品し、本年度は百数十点の写真、書道が展示されました。

本町からも、写真七点、書道十二点が出品されました。

この文化展は、毎年十一月に開催されますので、来年度は是非出品、ご鑑賞下さい。

ぼくとわたしの作品

今月は浜佐呂間小学校のお友だちの作品を紹介いたします。



三年 岩館あゆみ
思いきり、のびのびと大きく
力強く書けている。
とくに始筆終筆がよい。



六年 須藤 智昭
よく練れていて、一点一画の
気脈に力味あり、線も深く形も
安定している。



一年 谷川ちさと
よくまとめて書いています。
さくらの木は、元氣一杯書いて
いてとてもいいと思います。



二年 斉藤美有紀
鉄棒で、頑張っている様子が
よくかかれています。
全体に明るい緑や空色を上手に
使って画面を明るい感じにま
めたのが、よかったです。

交 差 点

▶昭和60年交通事故発生状況

	(11月末現在)
発生件数	13 (13)
死者	0 (2)
負傷者	15 (15)
	()内59年同期

▶交通事故死ゼロ500日目標

達成日 昭和61年4月8日
11月末現在 371日です。

▶昭和59年度交通安全標語入選作

冬の道、きけんがいっぱい、
あぶないよ
(佐呂間小 山本 剛之)
交差点、ここは命の曲り角
(知来小 森 忍)
冬の道、心はいつも若葉マーク
(若佐中 渡部 美香)

ベビーフェイス



若佐 栄次さん
二女 絵理 奈ちゃん
はじめまして、私、我家の
二女の絵理奈です。

まだ歩けないけど、今はハイハイで家の中を動き回っています。
お姉ちゃんは私とよく遊んでくれるけど、時々いじめるのヨ。
そんな時はすぐお家の人に助けをもとめてしまいます。
それから、テレビで音楽がなると音に合わせて踊るのがとっても上手なの。
今は、「アワウ」と「バンザイ」が出来るようになってみんなをよろこばせています。
これから元気で育つから楽しみにしています。



飲酒運転追放!!

重大事故を引き

起こす飲酒運転は

絶対やめましょう

道有林

シンボルマーク等の募集

来年は、道有林ができてから八十年という大きな節目の年を迎えようとしています。

道では、このような機会に道有林がより一層、道民一人ひとりに身近な存在として親しまれるよう、シンボルマーク等を次の要領で応募することになりました。

▽応募資格

道内に在住する方

▽作品内容

- ・シンボルマーク
- ・道有林の輝ける未来を端的に表現したもの。
- ・アイドルキャラクター
- ・道有林への関心や親しみを感じさせる愛らしいもの
- ・スローガン

道有林の輝ける未来を簡潔に表現したもの

▽応募方法

- ・シンボルマーク、アイドルキャラクター：図柄の大きさは15cm×20cm以内で、作品の裏面に簡単な説明を付し、色彩は三色以内とします。
- ・スローガン：一点につき20字以内とします。
- ・住所、氏名、職業と電話番号を必ず記入して下さい。
- ・尚、応募点数に制限はありません。
- ・送り先及び問い合わせ先
〒060
札幌市中央区北三条西六丁目
北海道林務部道有林管理室経営管理課企画係

ご寄付

ありがとうございます

〇一〇一三二一四二二
(内線三二二三)

▽応募期間

六十年十二月二十日から六十年一月三十一日まで。

▽香典返しを廃して

- 社会福祉協議会へ
- (亡妻藤田キイさん)
- 若 佐 吉沢 春雄さん
- (亡母チウさん)
- 共 立 桜井 昌治さん
- (亡夫政之助さん)
- 宮前町 芳賀ハツエさん
- (亡夫三郎さん)
- 西 富 坂村千代野さん
- (亡夫茂光さん)
- 幌 岩 鈴木ツタ子さん
- (亡母ヨシさん)
- 東 橋本 良助さん

(亡夫克美さん)

- 幌 岩 大槻あつ子さん
- 東自治会へ
- (亡母ヨシさん)
- 東 橋本 良助さん
- 共立老人クラブへ
- (亡母チウさん)
- 共 立 桜井 昌治さん
- 若佐老人クラブへ
- (亡妻藤田キイさん)
- 若 佐 吉沢 春雄さん
- 全快祝を廃して
- 社会福祉協議会へ
- 西 富 安藤 貢さん
- 知 来 吉田 周二さん
- 長男の全快祝を廃して
- 富武士小学校へ
- 富武士 船木 剛さん
- その他
- 社会福祉協議会へ
- オホーツク歌練会佐呂間支部
- 老人福祉センターへ
- 西 富 吉田 健男さん
- 若 佐 越智 一さん
- 永代町 河井 昌夫さん

●図書館へ

- 東 原 政一さん
- 東 人 ク ラ ブ
- 西 富 神原ユキノさん
- 永代町 船木長一郎さん
- 北見市 真貝 四郎さん
- 東京都 佐藤 生人さん
- 北 見 工 業 大 学

●特別養護老人ホームへ

- 宮前町 藤本 昭次さん
- 大 成 鈴鹿 英夫さん
- 富武士 小坂 一男さん
- 端野町 茂木手ヨシノさん
- サロマファミリークラブ
- 端野町老人クラブ連合会
- 日本たばこ産業株式会社
- 北見営業所

《奉仕》

- 佐呂間日赤奉仕団

《慰問》

- サロマファミリークラブ
- 端野町老人クラブ連合会

私たちのまち

	(前月比)
人 口	8,478 (-10)
男	4,094 (+ 1)
女	4,384 (-11)
世帯数	2,587 (-11)

11月30日現在

さわやか君

西村 宗

